

第2期大村市自殺対策計画案に係るパブリックコメントの意見の内容と市の考え方（案）

	頁及び区分	意見の概要	市の考え方
1	P20、P21 第3章 基本施策4 (2) 孤独・孤立を防ぐための支援	<p>大村市は各種の会議体（附属機関などを含む）において公募委員の制度がほとんどないように思います。公募委員制度を導入し、地方公務員法第3条第3項第2号の特別職として1日の数時間単位でも任用することで、「孤独・孤立を防ぐ」という観点で「社会から期待されている役割」を与える可能性が考えられます。公募委員ばかりを任用することは適切ではなく、「大村市自殺対策ネットワーク会議」や「大村市自殺対策実務者会議」などは専門家だけで構成された方がいいとは思いますが、大村市行政が公募委員の導入に取り組むことにより、「居場所」の創造や「当事者の声の収集（広聴機能の強化）」につながるのではないかと思います。</p>	<p>各種会議体における公募委員の導入につきましては、頂いたご意見を今後の参考とさせていただきます。</p> <p>また、関係部局や関係機関と連携をしながら、孤独・孤立を防ぐための支援を引き続き推進し、会議や相談業務等、様々な場面で当事者の声の収集に努めてまいります。</p>